

立命館大学総合科学技術研究機構防災フロンティア研究センター
防災フロンティア研究会 規約

(名称)

第1条 立命館大学総合科学技術研究機構防災フロンティア研究センター（以下「研究センター」という。）に、防災フロンティア研究会（以下「研究会」という。）をおく。

(目的)

第2条 研究会は、研究センター研究員および会員が相互に交流や研究開発情報の交換を行うことにより、総合的な防災研究の推進と産業の発展のための研究拠点を構築することを目的とする。

(事業)

第3条 研究会は、次の事業を行う。

- (1) 会員制研究会の実施
- (2) セミナー、シンポジウム等の開催
- (3) 研究センター研究員と会員との交流

(運営)

第4条 前条各号の研究会の事業は、研究センターが運営する。

(入会)

第5条 研究会に入会するときは、防災フロンティア研究センター長（以下「センター長」という。）に入会申込書を提出し、第8条第1項に定める年会費を納入しなければならない。

2 センター長は、入会の申し込みを行った者に対し、防災フロンティア研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、これを認める。

(会員)

第6条 研究会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員
- (2) 賛助会員 前号(1)のほかに運営委員会が特に入会を認めた団体および個人

(退会)

第7条 会員が退会するときは、その旨を書面にてセンター長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号の一つに該当するときは、運営委員会の議を経て退会させることができる。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) その他研究会の目的に反する行為があったとき

(会計)

第8条 会員の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員：1法人あたり1口10万円
- (2) 賛助会員：無料

2 年会費は、研究会が企画する事業のための経費として使用する。

3 既納の会費は、如何なる理由があってもこれを返還しない。

4 研究会の会計年度は、毎年4月1日より開始し、翌年の3月31日をもって終了する。

5 会計年度に係る決算終了後、運営委員会に決算報告を行う。

(改廃)

第9条 この規約の改廃は、運営委員会の議を経て、立命館大学総合科学技術研究機構運営委員会で行う。

附 則

この規約は、2016年7月21日から施行する。